



2020年4月30日

「新型コロナウイルス」感染拡大に関する災害死亡保険金等のお支払い
～災害死亡保険金等に規定する「感染症」の範囲拡大について～

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い収束と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

SOMPOひまわり生命保険株式会社（社長：大場 康弘）は、お客さまのご期待にお応えできるよう、新型コロナウイルス感染症に関する特別措置等を実施しております。

（参考）[新型コロナウイルス感染拡大に伴う当社ご契約の特別措置について](#)

この度、さらに取組みを推進する観点から、災害による死亡等を保障する商品について、関係当局の認可等を前提として、新型コロナウイルス感染症を災害死亡保険金等のお支払対象として取り扱います。

1. 改正内容

新型コロナウイルス感染症を原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、以下の対象の保険種類について、災害死亡保険金等をお支払いします。

対象の保険種類（主契約）	対象の保険種類（特約）
長期傷害保険	災害割増特約
無選択型終身保険	傷害特約
初期災害保障低解約返戻金型逓増定期保険	新災害割増特約
払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険	新傷害特約
積立型終身保険	災害死亡特約
5年ごと利差配当付積立型終身保険	
健康祝金付低解約返戻金型終身保険（無選択型）	

また、保険金・給付金の削減支払や不担保などの以下の特別条件が適用されているご契約についても、新型コロナウイルス感染症を原因として支払事由に該当された場合、削減支払や不担保などを適用せず、保険金・給付金等をお支払いします。なお、保険種類や特約は、お手元の保険証券でご確認いただけます。

- ・保険金削減支払法
 - ・特定部位・指定疾病不担保法
 - ・特定高度障害不担保法
- 等

2. 適用時期

2020年2月1日以降に発生した支払事由について適用します。

3. お手続き等

保険金等の請求手続きの際にご提出いただく診断書等に記載されたご病名等でお支払対象かどうかを確認させていただきます。本改正にあたり、お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。また、本改正に伴う保険料の変更はありません。

＜お客さまお問い合わせ窓口＞

カスタマーセンター 保険金・給付金請求ダイヤル 0120-528-170

受付時間：月～金曜日 9：00～18：00 / 土曜日 9：00～17：00

※日曜・祝日および12月31日～1月3日は除きます。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、出勤制限等の対応をしておりますため、お電話が繋がりにくい可能性があります。ご不便をおかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上